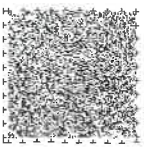




「共生型サービス」とは

「介護保険」か「障害福祉」のどちらかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の指定を受けやすくするもので、平成30年に国が創設した制度です。
 区では、障害者が個々の身体状況や適性に合わせて、介護保険事業者の提供するサービスも利用できるサービスの一つとして選択できるよう、介護保険サービス事業所が共生型サービス事業所を開設することを促進します。



問合せ先 ▶ 杉並区保健福祉部障害者施策課事業者調整担当
 電話 ▶ 03-3312-2111(代表) Fax ▶ 03-3312-8808
<https://www.city.suginami.tokyo.jp/normalife/shienho/1086894.html>

共生型サービス
 介護保険事業者の提供するサービスを
 選択肢の一つに広げます

障害のある方・ご家族の方
 障害者を支援する方へ

共生型サービス
 については

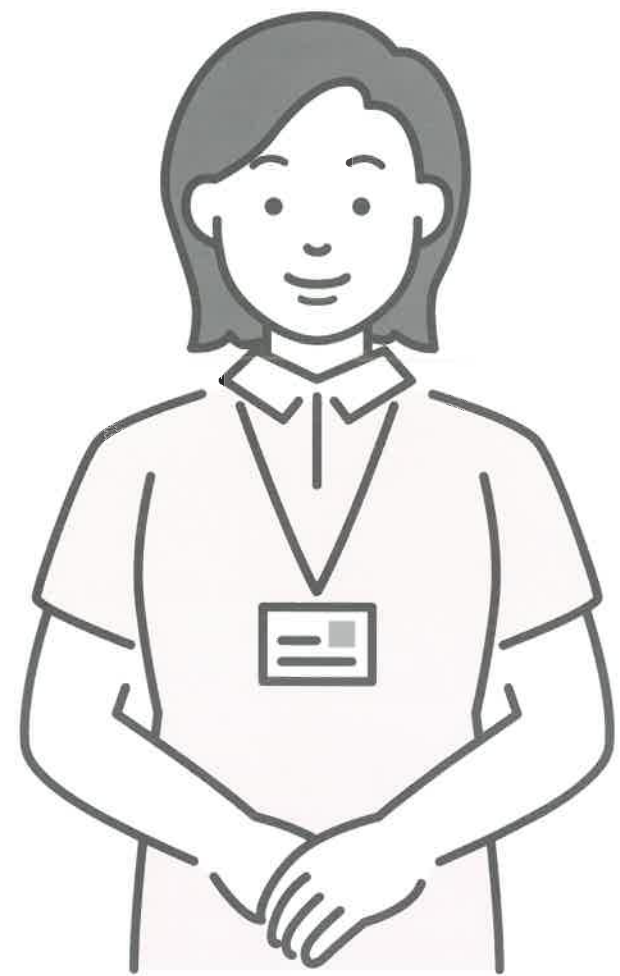


介護保険事業者の方へ

共生型サービス
 については

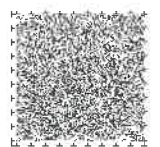


介護保険の対象とならない
 介護保険施設で
 障害者を受け入れます



「共生型サービス事業所開設促進事業」

介護保険サービス事業所が、介護保険の対象とならない原則65歳未満の障害者にサービス(生活介護・短期入所)を提供できるよう、新たに共生型サービス事業所の開設及び障害者受入に伴う経費の一部を助成する「共生型サービス事業所開設促進事業」を実施します。



問合せ先 ▶ 杉並区保健福祉部障害者施策課事業者調整担当
 電話 ▶ 03-3312-2111(代表) Fax ▶ 03-3312-8808
<https://www.city.suginami.tokyo.jp/normalife/shienho/1086894.html>



新規事業 「共生型サービス事業所開設促進事業」のご案内

事業の対象・手続きは

対象の事業者 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間に、杉並区内で共生型サービス事業所を開設して、生活介護又は短期入所(いずれも障害福祉サービス)を提供する介護保険サービス事業者。

※生活介護は、類似するデイサービス(通所介護)を提供する介護保険サービス事業者
短期入所は、類似するショートステイサービス(短期入所生活介護)を提供する介護保険事業者

報酬・人員配置 共生型サービスに係る経費は、障害福祉サービス等報酬の請求となりますので、報酬額・運営基準は、障害者総合支援法等による規定で定められています。なお、共生型サービス提供に係る人員配置は、介護保険サービスと一体での配置となります。

開設手続き 東京都の障害福祉サービス等事業所の指定申請の手続きが必要となります。なお、介護保険で提供しているサービスと類似のサービスの場合は、一部手続きが簡素化されます。地域実情を踏まえた申請が必要となりますので、まずは杉並区障害者施策課にご相談ください。

※建築基準法に基づく耐震基準などの条件を満たしている必要があります。

開設時の助成は

共生型サービス事業所開設助成

開設に必要な経費の一部を助成

区分	助成額	概要
開設助成	400,000円	障害福祉サービス報酬ソフト導入に係る経費(上限)
	50,000円	職員への障害理解や障害福祉サービスの研修等経費
	50,000円	共生型サービス開始に伴うホームページやパンフレット等に係る周知経費

障害者を受け入れた時の助成は

障害者受入支援助成

開設してから2年以内に受け入れた障害者を対象に、次の経費を障害者ごとに1年間助成

区分	助成額	概要	
【生活介護・短期入所対象】 初回利用相談・調整経費	17,100円(1回)	障害者受入時の障害当事者、介護者及び関係者等との調整に係る相談経費。	
【生活介護対象】 生活介護受入経費	2,300円(1日)	受け入れた障害者に対する、受入れ対応及び日常生活の介護等に係る経費。	
【短期入所対象】	短期入所日中活動施設等併用経費	3,000円(1日)	受け入れた障害者が、他の日中活動施設等を利用する場合の、当該施設との調整及び併用対応に係る経費。
	短期入所通所日中活動施設等送迎経費	2,000円(片道)	受け入れた障害者が、他の日中活動施設等に通所する際の送迎に係る経費。
	短期入所居住経費	2,000円(1日)	他の利用者への配慮が必要な障害者を短期入所で受け入れた場合に個室対応等に係る経費(上限)。

助成期間等の例示

令和5年10月に開設した事業所は、令和7年9月までの2年間に受け入れた障害者が助成の対象。
令和7年9月15日に受け入れた障害者には、令和8年9月14日までの1年間の助成。



※令和6年度に効果検証を行うとともに、区を取り巻く環境の変化や国の動向等を踏まえて、その後の事業のあり方について検討を行います。

「共生型サービス事業所開設促進事業」を実施し、障害のある方が利用できる「共生型サービス」を地域に広げます

利用できる方・手続きは

利用できる方

介護保険事業者が提供する共生型サービスの対象者は、介護保険の対象とならない原則65歳未満の障害者です。40歳から64歳までの特定疾病で介護保険の対象と認定された方は、共生型サービスでなく介護保険サービスの利用となります。

※利用できる障害種別は、施設により異なります。

受給者証

共生型サービスを利用するには、「障害福祉サービス受給者証」が必要です。生活介護は、障害支援区分が3以上(50歳以上の方は2以上)、短期入所は障害支援区分1以上となります。介護保険の要介護認定の必要はありません。

利用にあたって

利用にあたっては、障害分野の支援者から介護保険事業者へ、丁寧なつなぎをすることが大切です。本人の状況や希望にあわせて利用できるよう、特定相談支援事業所の相談員や、現在通っている障害者施設の職員など、まずは障害分野の職員に相談しましょう。

サービスの種類は

デイサービス

機能訓練、体操、入浴、レクリエーションなど、施設によりプログラムは様々で、送迎サービスがあります。

ショートステイ

区内にある特別養護老人ホームなどで、短期入所の利用ができます。



和泉ふれあいの家

共生型サービスを広げる

障害者の分野では

- 区内の障害者通所施設では、通所者の約37%が50歳以上、65歳以上の方も約9%と、高齢化が進んでいます。
- 区内障害者の短期入所施設は9所で、1日定員は29人(令和5年1月末現在)と限られており、希望通りになかなか利用できない状況となっています。

共生型サービス事業所では

- 区内で共生型サービスを実施しているスギコーデイサロン荻窪には、加齢による機能低下などをきっかけに、現在3人の障害者が通所しています。
- 本人の状況に合わせ無理なく通所できるよう、スギコーデイサロン荻窪と障害者通所施設を併用して利用しています。ある方は、週1日から利用を始め、本人の希望や支援者との相談により、利用日を少しずつ増やし、現在は週4日利用しています。

共生型サービス開設促進事業を始める

令和5年1月現在 区内に「共生型サービス事業所」は2か所

- 区では令和2・3年度に協働提案事業で、高齢者施策と障害者施策の連携を進め、「共生型サービス事業所」の開設を推進しました。
- 令和5年1月現在、区内で2か所のデイサービスの事業所が共生型サービス事業所を開設しています。
- 令和4年度からは、区の実行計画に基づく取組として、地域展開を目指しています。

事業者の声を踏まえて

- 事業の立ち上げにあたり、介護保険事業者等の皆様に、アンケート・ヒアリングなどを行いました。
- 新規の障害者受け入れにあたっては、障害分野の支援者との丁寧なつなぎが必要なことから「初回利用相談・調整」に係る経費の一部を助成することにしました。
- 生活介護は、障害者を受入当初の慣れる間の経費の一部、短期入所は、介護保険制度にはない障害者通所施設と短期入所を併用する場合の経費の一部などを助成することにしました。

